

序章 計画の目的と内容

1. 計画の目的

(1)都市計画マスタープラン見直しの背景と目的

矢板市では、平成 25 年 11 月に改訂された現在の都市計画マスタープランに基づき、将来都市像「多様なふれあいやにぎわいにより いきいき暮らせる 環境都市 やいた」の実現に向けた積極的なまちづくりを進めてきましたが、前回の改訂からおおむね 10 年が経過し、都市政策を取り巻く市内外の状況の変化や、時代の潮流により求められるまちづくりの変化を踏まえ、新たな「矢板市都市計画マスタープラン」を策定するものとします。

(2)都市計画マスタープランについて

「矢板市都市計画マスタープラン」は、都市計画法に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、「やいた創生未来プラン」に即し、県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の内容を踏まえるほか、「立地適正化計画」や「景観計画」等の関連個別計画との整合を図りながら策定します。

なお、都市計画マスタープランは、主に、次のような 3 つの役割を担っています。

- 市と住民が、地域の特性や課題を踏まえ、互いに意見交換しながら、都市計画が目指す将来像を具体的に示す。
- 具体的な将来像を示すことにより、住民の都市計画に対する理解を助け、参加と協力による協働のまちづくりを進めるための共通認識を確立する。
- 将来像という大きな目標を達成するために、個別の都市計画がどのような役割を果たし、どう関連するのかをわかりやすく示す。

また、都市計画マスタープランでは、上位計画である「やいた創生未来プラン」のうち、都市計画に関する分野を対象とします。

都市計画の分野とは、主に次の 4 つに関する施策を言います。

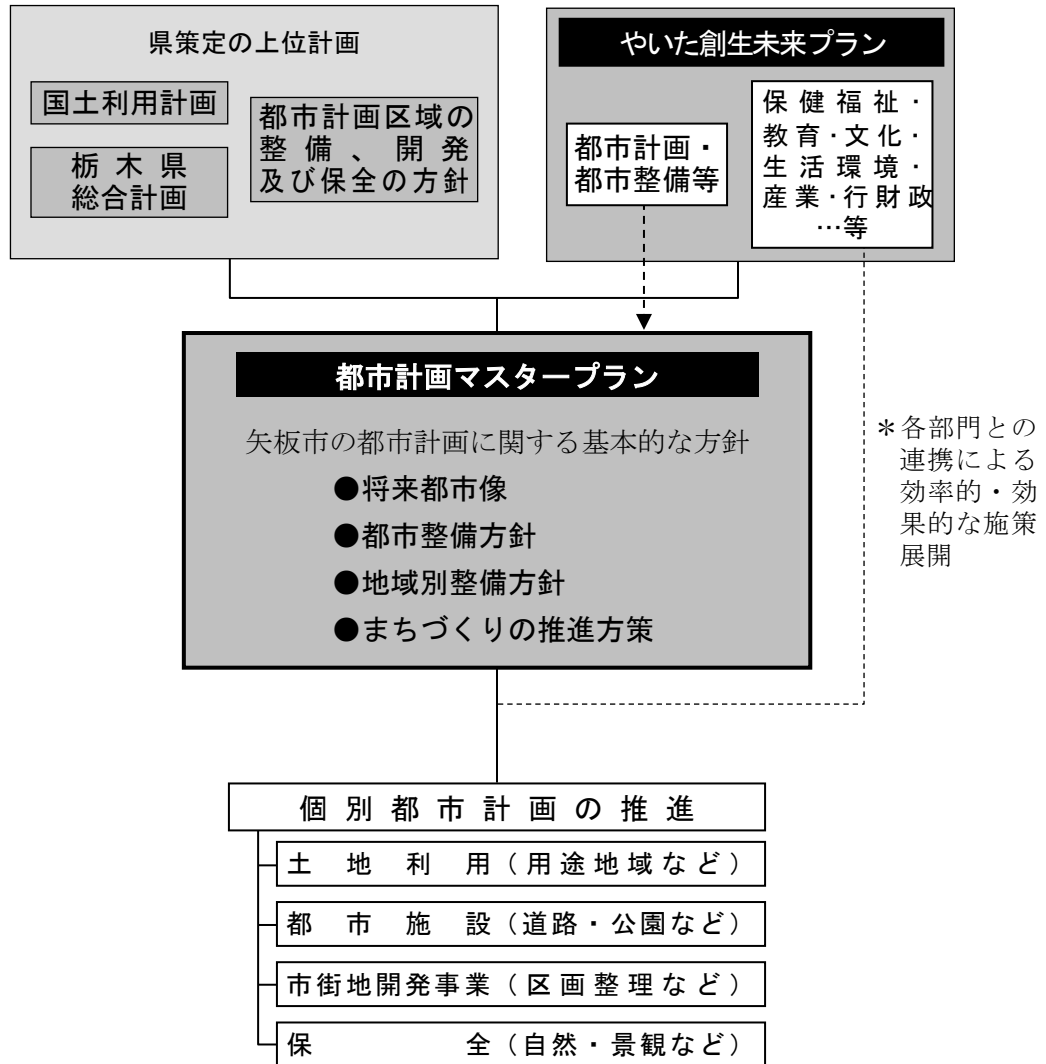
- 「土地利用」 都市計画区域、用途地域などの土地利用に関するもの
- 「都市施設」 道路、公園・緑地などの整備に関する計画・手続きと実際の施行に関するもの
- 「市街地開発事業」 土地区画整理事業、工業団地造成事業などの面的な開発事業に関するもの
- 「保全」 農地・樹林地・河川・景観などの保全に関するもの

(3)都市計画マスタープランの位置付け

「やいた創生未来プラン」の「基本構想」においては、計画期間である5年間（令和3～7年）の将来像を定め、その実現に向けた基本方針を政策として明らかにしています。

都市計画マスタープランにおいては、それ以降も含め、おおむね20年の長期的な目標期間を設定します。これは、都市計画に関わる事業が、実現までに長期間を必要とするものが多く、これらの個別事業を計画・実施していく上で、矢板市のまちづくりとして長期にわたり基調とするべき基本理念・基本方針を明確にするためです。

【上位計画等と都市計画マスタープランの関係】



2. 計画の内容

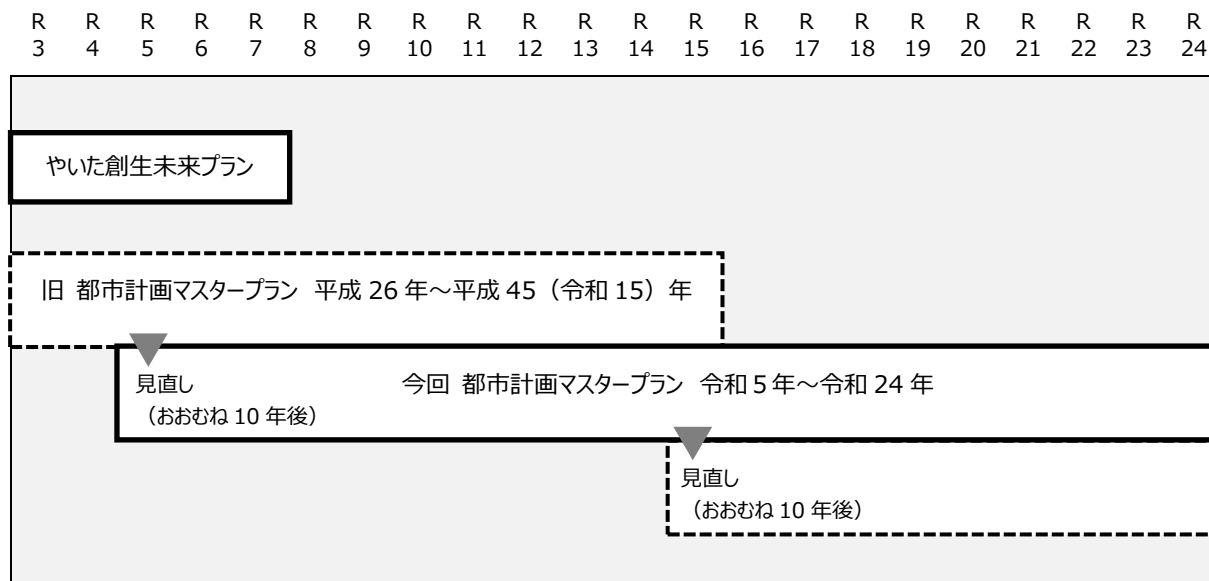
(1)対象期間

基準年次：令和4年（策定最終年次）

目標年次：令和24年（対象期間：20年）

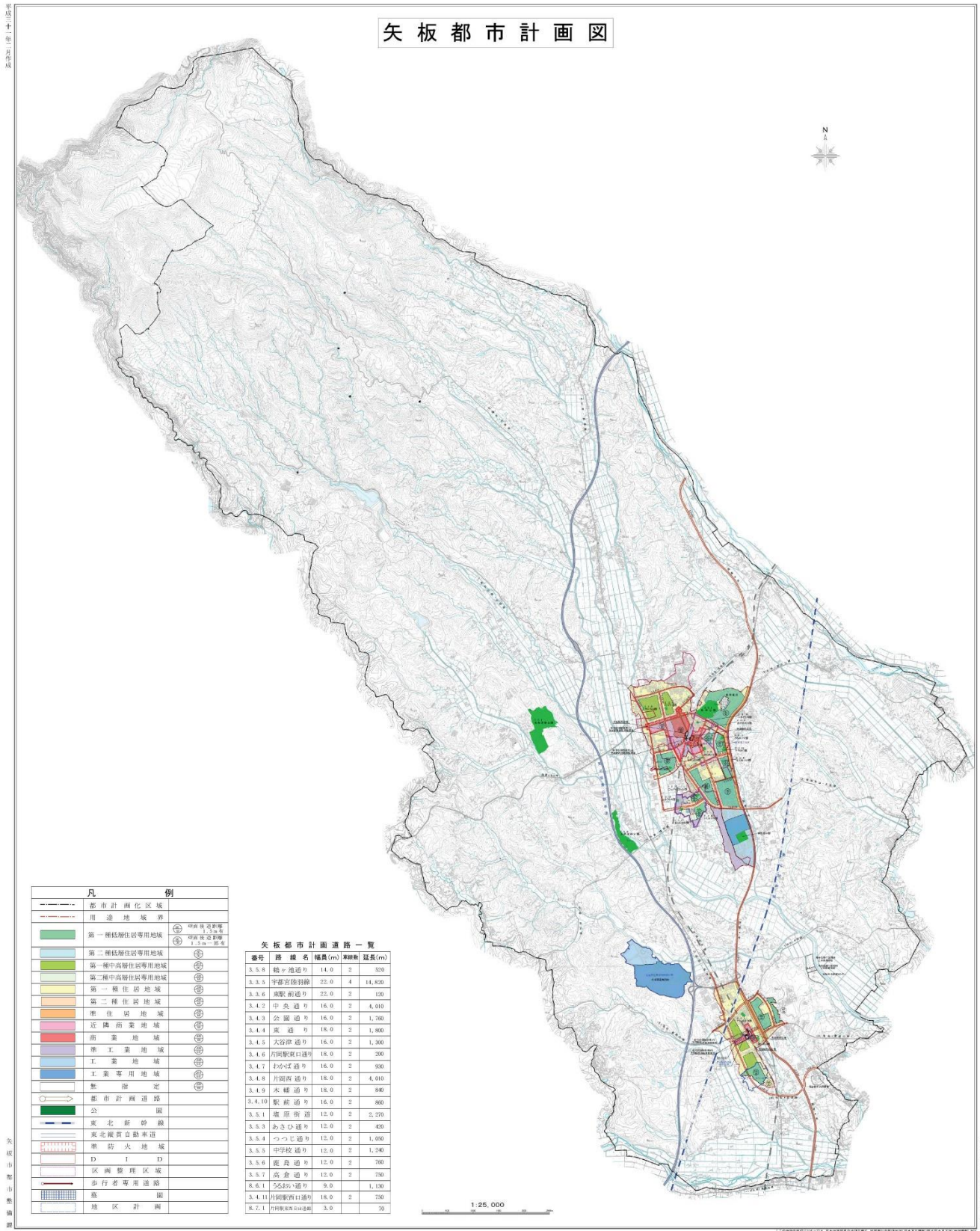
20年先を見越した長期計画であり、計画の対象期間を令和5年～令和24年の20年間と設定します。

なお、今後においても、本市の都市政策を取り巻く内外の状況の変化、時代の潮流により求められるまちづくりの変化などが想定されることから、おおむね10年ごとの期間を目安に計画を見直します。



(2)対象区域

行政区域 : 170.46 k m² (都市計画区域 : 161.94 k m²)



『矢板都市計画図 (平成 31 年 2 月作成)』より